○東北地方整備局告示第百四十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月二十日

東北地方整備局長　青山　俊行

(1) 登録年月日
平成二十二年十月三日
(2) 登録番号
東北地方整備局長　4
(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人ふくしま建築住宅センター
(4) 住所
福島県福島市五月町四番二十五号
(5) 代表者の氏名
菊池　光矩
(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分
(7) 評価の業務を行う事務所の所在地
福島県福島市五月町四番二十五号
福島県郡山市台新一丁目三十三番五号
福島県いわき市平字童子町四番地の十八
福島県会津若松市西年貢町二丁目一番十七号
(8) 法第十三条の評価員の氏名
菊池　光矩、深谷日出夫、菊田　将恒、水野　博之、阿部　實、佐藤冨士男、篠原　拓雄、片平　正良、荒　裕二、中山　静男、小林　巳則、吉田　寿雄、田中　敏夫、福地　和博、野崎　健一、柳内美都子、鈴木　宗、齋藤　利一、本多　清江、荒井　美仁、佐藤　公男、鈴木　康之、織田　文昭、大森　和明、番場　恵子、和田　賢一、古川　弘、伊藤　光栄、小松田正昭、辺見　美津男、木村　壽夫、嵐　繁雄、松崎　俊昌
(9) 役員の氏名
菊池　光矩、西坂　昭、松井　壽則、陽田　秀夫、田畑　光三、齋藤　直樹、田中　幸吉、堀内　啓介、佐々木孝男、木村　武美、五十嵐　徹
(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
西坂　昭
(11) 評価の業務を行う区域
福島県の全域

○関東地方整備局告示第三百七十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月二十日

関東地方整備局長　菊川　滋

(1) 登録年月日
平成二十二年十月三日
(2) 登録番号
関東地方整備局長　1
(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人茨城県建築センター
(4) 住所
茨城県水戸市笠原町九百七十八―三十
(5) 代表者の氏名
春田　茂桂
(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分
(7) 評価の業務を行う事務所の所在地
茨城県水戸市笠原町九百七十八―三十
茨城県つくば市松代一―十八―一
茨城県古河市諸川千六十四―一　三友ビル五階
(8) 法第十三条の評価員の氏名
木村　哲夫、宮田　賢一、川上　貴弘、大畠　勝、一本杉　繁、山口　和彦、豊田　雄一、二宮　敬三、真田　友恵、遠藤　勝重、廣木由美子、横川　清、中井　重雄、春田　茂桂、黒澤　洋、大津　利保、阿部　優、阿部　義博、村本　恒平、浅野　利光、郄　康弘、木村　矩男、堀田　豊一、海老原英紀、内藤　初男
(9) 役員の氏名
春田　茂桂、柴　恭、内藤　初男、横須賀満夫、村田　正文、上之薗隆志、上野　道昭、人見　孔哉、小田部　卓、清水　賢一、木村　哲夫、髙野　正博、長谷川幸正、奥津　典一
(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
春田　茂桂
(11) 評価の業務を行う区域
茨城県

○関東地方整備局告示第三百七十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月二十日

関東地方整備局長　菊川　滋

(1) 登録年月日
平成二十二年十月三日
(2) 登録番号
関東地方整備局長　2
(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人栃木県建設総合技術センター
(4) 住所
栃木県宇都宮市竹林町１０３０―２
(5) 代表者の氏名
関口　行雄
(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分
(7) 評価の業務を行う事務所の所在地
栃木県宇都宮市竹林町１０３０―２
(8) 法第十三条の評価員の氏名
大塚　利夫、佐藤　定男、柴田　政秀、片柳　好一、大森　孝郎、田村　彰啓